

学長職務代理者の選任についての申し合わせ

- 1 学長に事故があるとき又は欠けたときは学長職務代理者を置くものとする。
- 2 学長の職務代理者は、副学長とする。

附 則

この申し合わせは、平成21年4月1日から施行する。